

株 式
の 譲 渡 に 関 す る 報 告 書
持 分
年 月 日

財務大臣及び事業所管大臣 殿
(日本銀行経由)

報 告 者	氏 名			
	住 所		国 籍	
	職 業			
	代 理 人	氏名又は名称及び 代表者の氏名	責任者の氏名	
		住所又は主たる 事務所の所在地		
	事務上の連絡先 (担当者氏名、電話番号及 び電子メールアドレス)			

下記のとおり報告します。

1 発 行 会 社	(1) 名 称			
	(2) 本 店 の 所 在 地			
	(3) 定款上の事業目的			
	(4) 資 本 金	円 (株 (口))		
2	譲渡した株式 (持分) の 数 量 、 譲 渡 価 額 等	数 量 株 (口) 譲 渡 価 額 円 (一株 (口) 当たり 譲渡後の出資比率 %	円)	
3 相 手 方	(1) 氏 名 又 は 名 称			
	(2) 住 所 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地		(3)国籍 又は 設立国	
	(4) 職 業 又 は 営 ん で い る 事 業 の 内 容			
	(5) 譲 受 数 量		(6) 譲受後の出資比率	
4 譲 渡 年 月 日				
5 支 払 の 受 領 年 月 日				
6 そ の 他 の 事 項		☐ 発行会社及びその連結子会社等は事前届出業種に属する事業を行っていない。		

(記入要領)

- 1 本報告書は、株式又は持分の譲渡の別に記入すること。この場合において、本報告書の頭書に記載の題名のうち本報告書により報告する内容に印を付すこと。
- 2 「報告者」欄中「氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語

表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

- 3 「報告者」欄中「住所」欄には、国又は地域名も記入すること。
- 4 「責任者の氏名」には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。
- 5 「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。
- 6 「3 相手方」欄中「(2) 住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。
- 7 「3 相手方」欄中「(3) 国籍又は設立国」欄には、相手方が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、相手方が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。
- 8 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格 A 4 の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格 A 4）

報告書記入例

株 式

の 譲 渡 に 関 する 報 告 書

持 分

〇年 〇月 〇日

財務大臣及び事業所管大臣 殿
(日本銀行経由)

報 告 者	氏 名	日本語表記：ライマン・フランク・バーム 英語表記：Lyman Frank Baum		
	住 所	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク 10	国 籍	アメリカ合衆国
	職 業	弁護士		
	代 理 人	氏名又は名称及び 代表者の氏名	責任者の氏名 〇〇法律事務所 弁護士 丙田花子	
		住所又は主たる 事務所の所在地	東京都千代田区〇〇町〇番地 〇〇ビル〇階	
	事 務 上 の 連 絡 先 (担当者氏名、電話番号及び 電子メールアドレス)	担当者氏名：弁護士 乙野二郎 電話番号：〇〇－〇〇〇〇 電子メールアドレス：jiro_otsuno@〇〇.co.jp		

下記のとおり報告します。

1 発 行 会 社	(1) 名 称	日本〇〇化学株式会社		
	(2) 本 店 の 所 在 地	東京都港区〇〇町〇番地		
	(3) 定 款 上 の 事 業 目 的	【注：定款に定める事業目的を、そのまま正確に記入すること（事業目的が多い場合、「別紙のとおり」と記入し、別紙を添付して差し支えない）。】		
	(4) 資 本 金	800 百万円（ 8 千株（口））		
2	譲渡した株式（持分）の 数 量 、 譲 渡 価 額 等	数 量 4,000 株（口） 譲 渡 価 額 220,000,000 円（一株（口）当たり 55,000 円） 譲渡後の出資比率 50%		
3 相 手 方	(1) 氏 名 又 は 名 称	日本語表記：エイ・ビー・シー・リミテッド 英語表記：ABC Limited		
	(2) 住 所 又 は 主 たる 事務所の所在地	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク 100	(3)国籍 又は 設立国	アメリカ合衆国
	(4) 職 業 又 は 営 ん で い る 事業の内容	医薬品、化学製品の製造、販売、輸出入		
	(5) 譲 受 数 量	4,000 株	(6)譲受後の出資比率	50%
4	譲 渡 年 月 日	〇年〇月〇日		
5	支 払 の 受 領 年 月 日	〇年〇月〇日		
6	そ の 他 の 事 項	☒ 発行会社及びその連結子会社等は事前届出業種に属する事業を行っていない。		

(記入要領)

- 1 本報告書は、株式又は持分の譲渡の別に記入すること。この場合において、本報告書の頭書に記載の題名のうち本報告書により報告する内容に印を付すこと。
- 2 「報告者」欄中「氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。
- 3 「報告者」欄中「住所」欄には、国又は地域名も記入すること。
- 4 「責任者の氏名」には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。
- 5 「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。
- 6 「3 相手方」欄中「(2) 住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。
- 7 「3 相手方」欄中「(3) 国籍又は設立国」欄には、相手方が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、相手方が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。
- 8 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格 A 4 の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

(日本産業規格 A 4)

対内直接投資等に係る「株式（持分）の譲渡に関する報告書」の記入の手引

1. 報告が必要な取引又は行為

非居住者である個人が居住者だった時（注1）に取得した本邦にある非上場会社（上場会社及び店頭登録会社以外の会社をいいます。）の株式又は持分を外国投資家に譲渡する場合であって、次の要件を備えているもの（要件を備えていない場合は事前届出の対象となります。）。

- （1） 非上場会社（発行会社）並びにその子会社及び議決権半数子会社（注2）の行っている事業のすべてが、告示（「対内直接投資等に関する命令第3条第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件」）別表第三に掲載されている業種（別表第一に掲載されている業種を除く。）に該当すること。
- （2） 譲り受ける外国投資家の国籍及び所在国（地域を含む。）が日本又は「対内直接投資等に関する命令」別表第一に掲載されている国又は地域に該当すること。
- （3） 告示（「対内直接投資等に関する命令第3条第6項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等を定める件」）第2号に掲げる次の行為以外のもの。

非居住者である個人が非居住者となる以前から引き続き所有する上場会社等以外の会社（イランによる投資禁止業種（*）に属する事業を営む会社に限る。）の株式（持分）のイラン関係者（**）に対する譲渡。

* イランによる投資禁止業種とは、告示（「国際連合安全保障理事会決議に基づく核技術等に関連するイランによる投資を禁止する措置の対象となる業種を指定する件」）別表に掲載されている業種をいいます。

** イラン関係者とは、イラン政府、イラン国籍を有する自然人、イランの法令に基づいて設立された法人その他の団体（当該法人その他の団体の外国にある支店、出張所その他の事務所を含む。）若しくはイラン以外の地域に主たる事務所を有する法人その他の団体のイラン内の支店、出張所その他の事務所又はこれらのものに実質的に支配されているものであって、外国投資家であるものをいいます。

（注1） 非居住者個人が居住者時代に当該株式を取得した時期が昭和55年12月1日以降の場合に限ります。

（注2） 非上場会社（発行会社）の子会社とは、会社法第2条第3号に規定する子会社をいい、本邦にある会社とその総株主の議決権の過半数を有する株式会社等その財務及び事業の方針の決定を支配（詳細は会社法施行規則を参照）している特定目的会社以外の会社等（外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）をいいます。直接の資本関係にあるいわゆる「子会社」だけでなく、「孫会社」「曾孫会社」など支配下にある全ての会社や、会社以外の法人及び法人格を有しない組合等も含まれます。

また、本邦にある会社（発行会社）の議決権半数子会社とは、本邦にある会社（その子会社を含む。）が総議決権の50%を保有する他の会社（外国の法令に基づいて設立された法人その

他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。)であって、当該会社(発行会社)の子会社に該当しないものをいいます。

2. 報告の時期

譲渡の日から 45 日以内に居住者である代理人より報告して下さい。

—— 45 日目が休日(日本銀行の営業日以外の日をいう。)の場合は、休日の翌日まで。なお、郵送の場合は期限までに必着とします。

3. 提出書類及び提出部数

「株式・持分の譲渡に関する報告書」(別紙様式第十二)・・・1 通

4. 報告書の提出先と照会先

(1) 提出先

東京都中央区日本橋本石町 2-1-1 日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ 50 番窓口

(郵送の場合の宛先: 〒103-8660 日本郵便株式会社 にほんばし蔵前郵便局私書箱 30 号 日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ)

(2) 本報告書に関する照会先

TEL 03-3277-2107

(日本銀行外為法手続きオンラインシステムで本報告書を送信する場合の留意点)

「送信設定」画面の「対象時期」欄には、「4 譲渡年月日」に記載した「年月日」(複数日に亘る場合は初日)を入力して下さい。